

# 定 款

エイベックス株式会社

# エイベックス株式会社 定 款

## 第 1 章 総 則

### (商 号)

第 1 条 当社は、エイベックス株式会社と称し、英文では、A v e x I N C. と表示する。

### (目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
- (1) ミュージックテープ、ビデオテープ、レコード、レーザーディスク及びコンパクトディスク等音楽・映像ソフトの企画、制作、製造、販売、賃貸及び輸入、卸業務並びに放送・上映
- (2) 国内外の楽曲の原盤制作、音楽著作物の管理及び利用の開発
- (3) 著作権・著作隣接権・商標権・意匠権等知的所有権の取得、譲渡、使用許諾及び管理業務
- (4) 事務機器・コンピュータ及びそのソフトウェアの制作、製造、販売、賃貸
- (5) 日用品雑貨、スポーツ用品、衣料、衣料雑貨品、食器、食品、酒類、文房具、家庭用電気製品、装身具、貴金属、鞆等の販売
- (6) キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物・動物等の画像を付したものの）の企画
- (7) 広告代理店業務
- (8) 広告の企画及び制作
- (9) 音楽会、テレビ・ラジオ番組及び映画の企画、制作、運営並びにこれらの請負
- (10) 音声及び映像情報の入力・出力システムの企画、開発、販売
- (11) 音声・映像の収録スタジオの運営、収録作業の請負
- (12) 雑誌・書籍・楽譜等印刷物の企画、編集、出版、販売
- (13) キャバレー、ディスコ、ライブハウスの経営並びに経営コンサルタント
- (14) レストラン、バーの経営並びに経営コンサルタント
- (15) パーティー、イベントの企画、運営
- (16) 駐車場の経営
- (17) 不動産の売買、賃貸及び管理
- (18) 店舗の委託管理及びコンサルタント

- (19) 旅行業法に基づく旅行業
- (20) 損害保険代理業
- (21) パソコン及び移動体端末向けインターネットを利用した情報提供サービス並びに通信 販売業務
- (22) パソコン及び移動体端末向けインターネットを利用したビジネスに関する企画、調査、開発、制作及び販売
- (23) インターネットを利用した情報検索代行業務
- (24) 放送事業
- (25) 作詞、作曲、歌唱、演奏、音声・映像等に関する音楽教室の経営
- (26) 芸能タレント、音楽家、スポーツ選手、スポーツ等のインストラクター、音声・映像技術者の育成並びにマネージメント
- (27) 経営コンサルタント業
- (28) 労働者派遣事業
- (29) 有料職業紹介事業
- (30) 美容サロンの経営並びに経営コンサルタント
- (31) 衣服等繊維製品及びその原材料の製造、加工、売買並びに輸出入
- (32) 古物の仕入れ及び販売、古物の売買の媒介、取次ぎ及び代理、並びに古物の保管業務
- (33) 古物の売買をしようとする者のあっせんをインターネット・オークションその他競りの方法により行う営業
- (34) 各種研修、講習会、スクール等の企画、運営
- (35) 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理
- (36) 電子決済システムの提供、資金移動業、収納代行業、集金代行業及び支払代行業
- (37) ポイントサービスの運営業務
- (38) 仮想通貨交換業
- (39) 前(1)から(38)の各事業を営む企業に対する投資
- (40) 前(1)から(39)に附帯する一切の業務
  - 2 前号(1)から(38)の各事業を自ら行うこと
  - 3 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、184,631,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取その他株式又は新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に

際しての手続き等及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(株主総会の招集者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し議長となる。

取締役会長及び取締役社長のいずれも置かないとき、又は取締役会長及び取締役社長のいずれにも事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出することを要する。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置く。

#### 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は（監査等委員である取締役を除く）10 名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集者及び議長)

第 22 条 取締役会は、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

取締役会長及び取締役社長のいずれも置かないとき、又は取締役会長及び取締役社長のいずれにも事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締

役がこれに代わる。

（取締役会の招集手続）

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に発するものとする。

但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（役付取締役）

第 24 条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長 1 名を選定し、必要に応じて会長 1 名及び副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。なお、会長及び社長の兼任を妨げないものとする。

（代表取締役）

第 25 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く）の中から代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

（取締役会の決議の方法）

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 28 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 29 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。

- ② 取締役会の議事録は、議事の日から 10 年間本店に備え置く。

（取締役会規程）

第 30 条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 32 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第 5 章 監査等委員会

（常勤監査等委員）

第 33 条 監査等委員会はその決議により常勤監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集手続）

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、会日 3 日前までに各監査等委員に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第 35 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。

（議事録）

第 36 条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に



定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名する。

- ② 監査等委員会の議事録は、議事の日から 10 年間本店に備え置く。

(監査等委員会規程)

第 37 条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金の支払)

第 39 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。

(中間配当金の支払)

第 40 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、第 33 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 本条の規定は、2030 年 6 月末日の経過により削除する。

2020 年 6 月 26 日 改定